（事業譲渡等の認可の申請）

第二十三条　銀行は、法第三十条第三項の規定による事業の譲渡又は譲受け（以下この条において「事業譲渡等」という。）の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

［一～九　略］

九の二　当該事業の譲受けにより銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有すること又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とすることとなる場合には、当該会社に関する第十七条の五の二第一項第四号に掲げる書面

十　［略］

十一　その他法第三十一条の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　［略］

（廃業及び解散等の認可の申請）

第二十五条　銀行は、法第三十七条第一項の規定による銀行業の廃止、合併又は解散の認可を受けようとするときは、認可申請書に、次の各号に掲げる認可事項に応じ、当該各号に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　銀行業の廃止又は解散

［イ～ホ　略］

ヘ　その他法第三十七条第二項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

二　［略］

（外国銀行の営業の免許の申請）

第二十八条　外国銀行は、法第四十七条第一項の規定に基づきその主たる外国銀行支店（同項に規定する主たる外国銀行支店をいう。第三十七条第三項において同じ。）を定めて法第四条第一項の規定による営業の免許を受けようとするときは、当該外国銀行の代表権を有する役員が署名した免許申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

（事業譲渡等の認可の申請）

第二十三条　［同上］

［一～九　同上］

九の二　当該事業の譲受けにより銀行業高度化等会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる場合には、当該会社に関する第十七条の五の二第一項第四号に掲げる書面

十　［同上］

十一　その他法第三十一条に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　［同上］

（廃業及び解散等の認可の申請）

第二十五条　［同上］

一　［同上］

［イ～ホ　同上］

ヘ　その他法第三十七条第二項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

二　［同上］

（外国銀行の営業の免許の申請）

第二十八条　［同上］

［一～十　略］

十一　その他法第四条第二項及び第三項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　内閣総理大臣は、前項の免許の申請に係る法第四条第二項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

［一～四　略］

（外国銀行支店の届出）

第三十三条　［略］

2　［略］

3　法第四十九条第二項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～三　略］

4　［略］

（外国銀行代理業務に係る認可の申請等）

第三十四条の二　銀行（外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所を所属外国銀行（法第五十二条の二第一項に規定する所属外国銀行をいう。以下同じ。）として外国銀行代理業務（同項に規定する外国銀行代理業務をいう。以下同じ。）を営もうとする銀行を除く。）は、同項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面（申請者が銀行の子会社である外国銀行及び第十三条の二第一項第一号イからニまでに掲げる外国銀行以外の外国銀行を所属外国銀行として外国銀行代理業務を営もうとするものである場合は、第四号及び第六号に掲げる書面を除く。）を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

［一～八　略］

九　その他第三項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　外国銀行支店に係る外国銀行の外国銀行外国営業所を所属外国銀行として外国銀行代理業務を営もうとする銀行は、法第五十

［一～十　同上］

十一　その他法第四条第二項及び第三項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　内閣総理大臣は、前項の免許の申請に係る法第四条第二項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

［一～四　同上］

（外国銀行支店の届出）

第三十三条　［同上］

2　［同上］

3　法第四十九条第二項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～三　同上］

4　［同上］

（外国銀行代理業務に係る認可の申請等）

第三十四条の二　［同上］

［一～八　同上］

九　その他第三項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

2　［同上］